

特定原産地証明書発給申請者 各位

日チリEPA特定原産地証明書の遡及発給期間について

平成20年5月22日

日本商工会議所国際部

日チリEPA原産地証明書の遡及発給期間につきまして、関係規程集等における運用
手続規則(OP)の仮訳に「船積後1年以内に輸出者からの申請により」とありますが、
同OP原本(英文)に「船積後1年以内に」という文言は記載されておられません。原本
のとおり、「船積後1年以内」部分は誤記であり、削除させていただきたく存じます。

本件につきましては、例えば、日タイ、日マレーシアEPAでは、輸出国側の遡及発給
期間として「船積後1年以内」の規定がありますが、日チリEPAには、左記に相応する
規定がない一方で、同協定第46条第2項に、輸入国側の遡及提出期間として「輸入後1
年以内」との規定がありますので、日チリEPAでは同協定に準じた運用とさせていただ
きたく存じます。